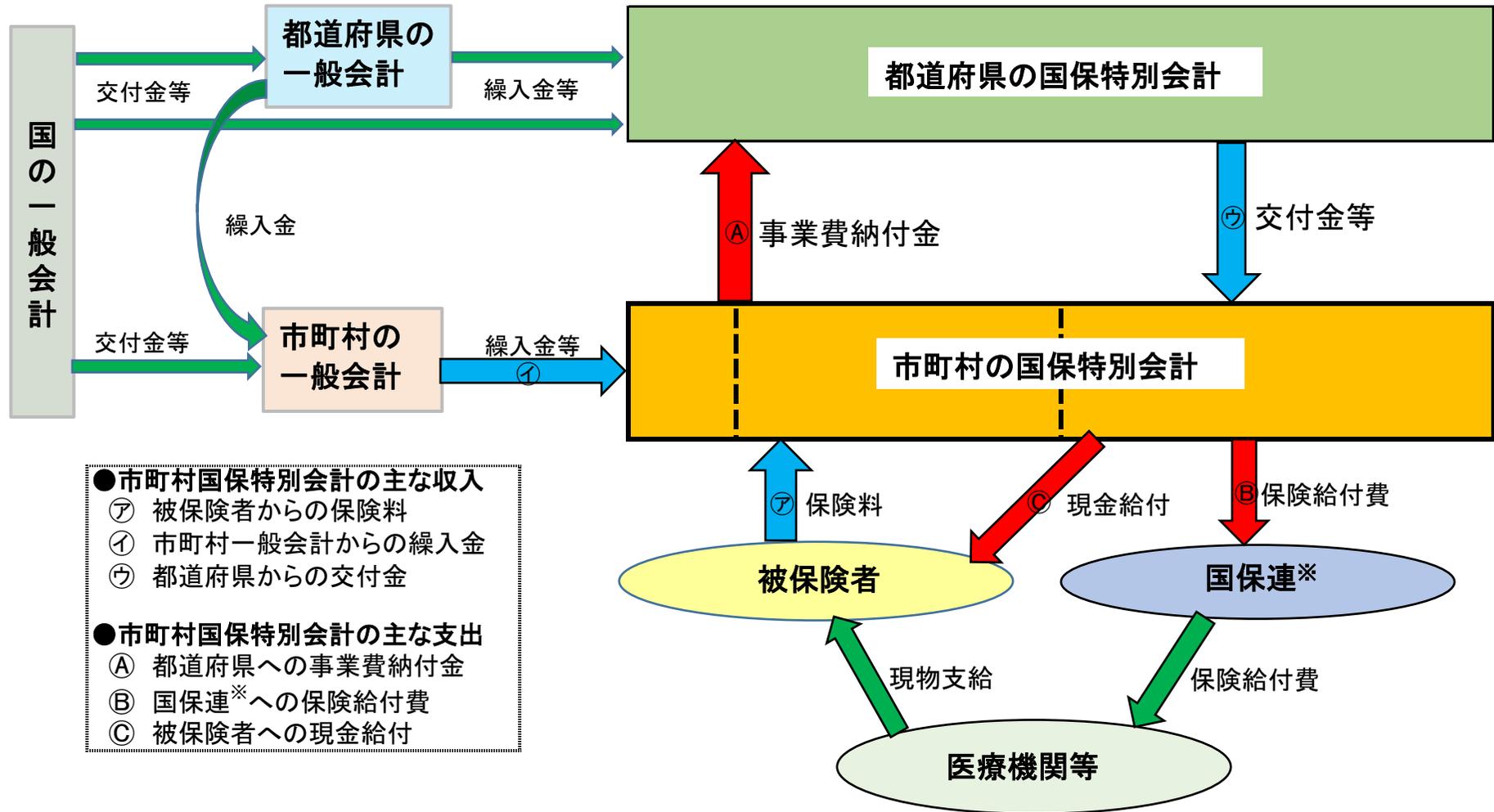


平成30年度以降の国保財政のしくみ(イメージ)



※ 国保連・・・「国民健康保険団体連合会」

国保の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するために、国保法に基づき設立する法人であり、主要な事業は、診療報酬の審査支払、保険者事務処理に係る共同事業、国保制度の広報宣伝及び事務研究などがある。